

グリーン経営推進マニュアル バス事業用の 取組事例に係る 参考事例及び資料集

（マニュアル第 7 章に記載したもの以外の
事例及び参考）

（注）利用の有無は自由です。認証の条件ではありません。

1-4 従業員に対する環境教育

認証基準

環境に関わる法規制や行政指導の内容等を従業員に伝達している。〔レベル1〕

●（参考）個別法令解説パンフレット利用の仕方の例

簡便に教育用資料を作る方法の例としてこのようなやり方もあります。

教育用資料の作り方(例): インターネットから法令説明パンフレットを入手する。

自社にとって大事な点、基本的な点などの部分に印をつける。

**業務用冷凍冷蔵庫や業務用エアコンについて
フロンの回収が必要です**

「フロン回収・破壊法」が改正されました。

- 飲食店の冷蔵庫や事務所のエアコンなどの業務用冷凍空調機器には、家庭用の冷蔵庫やエアコンに比べて大量のフロンが使われています。
- これらの機器が不要になったり、修理を行うときにフロンが大量に放出されるとオゾン層の破壊や地球温暖化の原因になるため、業務用冷凍空調機器については、フロン回収・破壊法に基づいてフロンの回収が進められています。
- フロンの回収は使用者の責任です。
- 平成18年6月にフロン回収・破壊法が改正され、関係者の役割やフロン回収の手続きが明確になりました。

主な改正点

行政管理制度（マニフェスト）の導入	廃機時のフロン回収義務付け
建物解体時の対象機器の有無の確認	リサイクル時のフロン回収義務付け



業務用冷凍空調機器



家庭用冷凍冷蔵庫



冷蔵庫・冷凍庫



冷凍空調ユニット

経済産業省 環境省

改正フロン回収・破壊法の仕組み

平成14年4月1日から、業務用冷凍空調機器からのフロン回収が義務づけられているところですが、法改正により、平成18年10月1日から、関係者はそれぞれ、以下のことを行わなければなりません。

機器の保管

- フロン回収の回収作業を行うには、都道府県知事の登録が必要。
- また、フロン回収の回収作業は、フロン回収業者等に委託。
- （回収・運搬・保管）に必要とする利益の確保の義務が定められています。

機器の廃棄

- 機器を廃棄する際は、フロン回収業者等に引き渡す。その際に、委託確認書を交付し、写しを保存。
- 回収・運搬・保管に必要とする利益の支払い。
- 解体工事業者等が行う解体作業への協力。

委託書

- 業者から交付された委託確認書の交付、写しを保存。
- 回収確認書の交付。

解体工事業者等

- 解体工事の際に、機器の設置の有無を確認し、廃止者に報告を説明。

フロン回収業者

- 回収、運搬に必要に応じてフロン回収、廃棄。
- 再利用する場合等を除き、フロン回収業者等に引き渡し。
- 委託書に記した、委託書についても回収の記録を行い、都道府県知事に報告。
- 機器の解体時にフロン回収業者等に引き渡す際に、回収確認書を交付し、写しを保存。

フロン回収業者等

- 設備に必要に応じてフロン回収業者等。
- 設備の設置を行い、経済産業大臣・環境大臣に報告。

改正内容の概要

今回の法改正の主な内容は以下のとおりです。施行日は平成18年10月1日です。

行政管理制度（フロン回収の引渡しを委託等を通じて管理する制度）の導入

業務用冷凍空調機器の廃棄等を行う者は、フロン回収業者等に委託する場合は、その委託を受ける者に、委託確認書を交付しなければなりません。また、その委託者は、委託確認書をフロン回収業者に渡さなければなりません。

フロン回収業者は、フロン回収業者を引き受けたときは、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行う者及びフロン回収業者を受託した者に対し、回収確認書を交付することとなります。回収確認書は一定期間保存しなければなりません。

廃機時のフロン回収義務の明確化

業務用冷凍空調機器の廃棄等を行う者は、フロン回収業者等を行うには都道府県知事の登録が必要となります。（または、フロン回収業者等を行う者は登録されたフロン回収業者に委託しなければなりません。）

フロン回収業者は、廃機時と同様に、回収業務に従ってフロン回収を行わなければなりません。

解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明

建物解体工事の業者等は、その建物に、フロン回収業者等を含む業務用冷凍空調機器が設置されているかどうかを確認し、その結果を工事発注者に報告を説明しなければなりません。工事発注者はその確認作業に協力しなければなりません。

フロン回収の回収が必要な場合の拡大

業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に機器を譲渡する場合についても、フロン回収業者等によるフロン回収の回収が義務づけられました。

都道府県知事に廃機等に対する指導等の権限を付与

都道府県知事は、フロン回収業者等に加えて、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行う者とする者などの義務違反者に対して、その義務の履行を促すため、新たに、指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることができることとなります。

フロン回収・破壊法とは？

フロンはオゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、フロン回収業者等への回収を抑制することが必要です。このため、平成13年に制定された「特定規制に係るフロン回収業者等の業務の確保に関する法律（フロン回収・破壊法）」において、業務用冷凍空調機器の設置・メンテナンス時、機器の廃棄される際にフロン回収業者等（CFC、HCFC、HFC等）の回収を義務付けています。

※ 業務用冷凍空調機器：冷凍としてフロンを使用する業務用の冷蔵庫、冷凍機、冷凍空調ユニット等

※※ CFC：クロロフルオロカーボン、HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン、HFC：フルオロフルオロカーボン

重要点を赤枠で明示した資料を掲示や集合教育の説明資料として利用する。

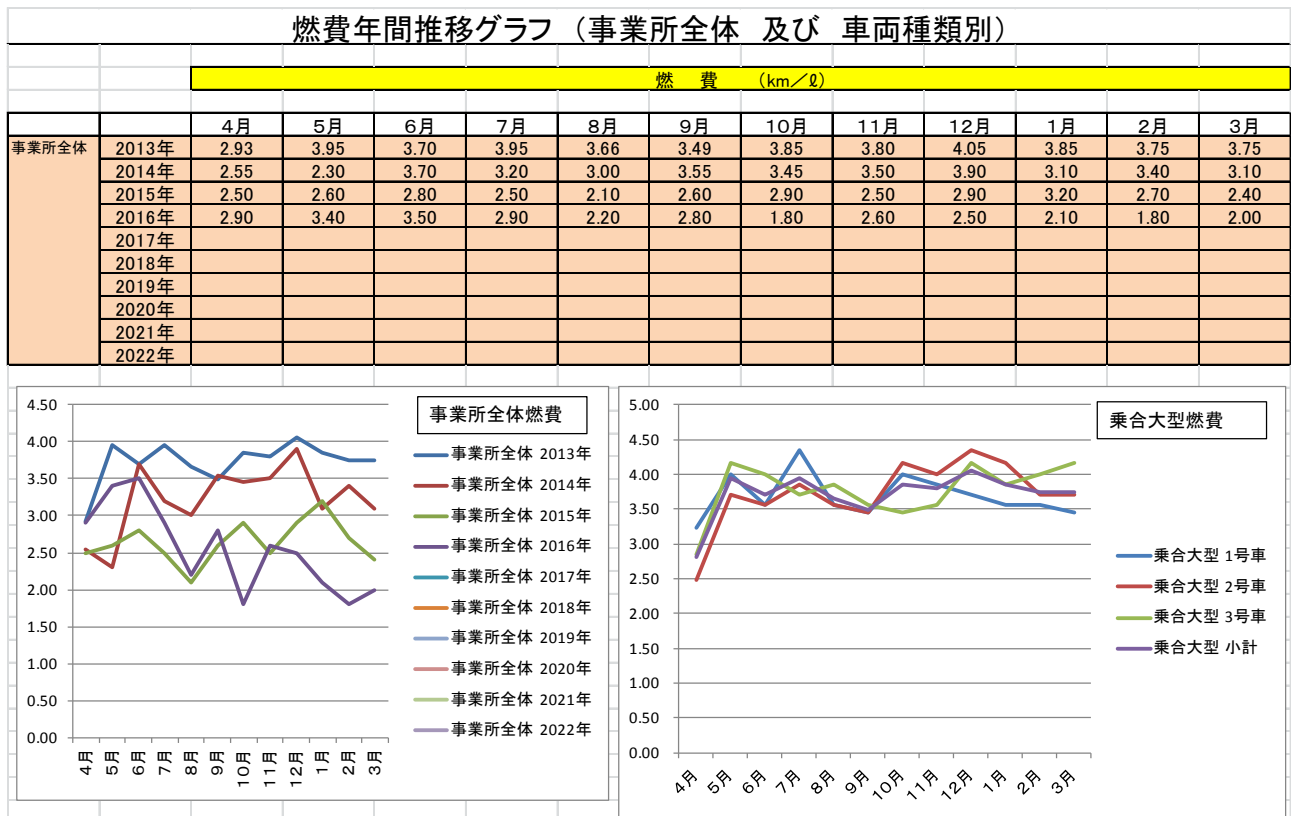
2-1 燃費に関する定量的な目標の設定等 ①

認証基準

走行距離および燃料の使用状況について、会社として把握している。〔レベル1〕

●（参考）燃費年間推移グラフ（燃費管理用及び従業員への公表用）

燃費をグラフ化して掲示等で毎月公表すると、従業員（運転士）が燃費を意識するようになり燃費改善の取組が積極的になります。



2-2 エコドライブのための実施体制 ②

認証基準

ドライバーに対して、エコドライブに関する基礎的な知識について、5項目以上の教育・指導を行っている。〔レベル1〕

＜事例＞一般に入手可能な出版資料

教育用資料には各種あります。どのようなものを利用しても構いません。



「エコドライブ10
のすすめ」(無料)

発行：エコドライブ普及連絡会

入手先：(公財) 交通
エコロジー・モビリティ財団 交通環境対
策部

「エコドライブテキスト」(有料)

発行：(公財) 交通エコロジー・モ
ビリティ財団 交通環境対策部

電話：03-3221-7636

入手先：同上

地球と走ろう

環境にやさしいエコドライブで

① ふんわりアクセル「Eスタート」

発進するときは、遅やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の1秒で、およそ20km/時を目安とする）。日々の運転において、やさしい加速を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。例えば、緩やかな発進は、安全運転にもつながります。

② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、さまざまな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では9%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

③ 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早急にアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

エコドライブ 10のすすめ

④ エアコンの使用は適切に

車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。夏場のみ必要なときは、エアコンスイッチをONにして使います。また、市街地が必要なときは、車を止めて涼しく感じないようにしましょう。たとえば、市街地の温度設定を外気温と同じ25℃に設定した場合、エアコンスイッチをONにしたままでも12%程度燃費が悪化します。

⑤ ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる長時間の間は、アイドリングは止めましょう^{*1}。10分間のアイドリング（エンジンOFFの場合）、1300cc程度の燃料を消費します。また、現在の使用車両では基本的な整備事項には不適切です^{**}。エンジンをかけたらずに出発しましょう。

⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、対向・カーナビなどを活用して、行き先やルートをおらかじめ確認し、渋滞に乗っかって渋滞を避けようとして、出発後も道路交差点前後をチェックして渋滞を避けるには燃費と同様の効果になります。たとえば、1時間毎のエコドライブ週間に達し、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。

⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。今日の空気圧が適正値より不足すると、先駆地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します（適正値より50kPa（0.5kg/cm²）不足した場合は、また、エンジンオイル・オートフィルタ・エアフィルター・ブレーキ油などの定期的な交換によっても燃費が改善します^{*}。）。

地球と走ろう

エコドライブ

エコドライブ普及推進協議会
(公益財団法人)
事務局 交通エコロジー・モビリティ財団

⑧ 不要な荷物はおろそう

重たい必要のない荷物は車がたおれやすくなります。車の燃費は、荷物の量に大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーウェアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう

送迎駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車を、迷惑をもたらします。送迎駐車の他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の要因にもなります。送迎駐車の少ない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

⑩ 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。市に設置されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援施設を使うと便利です。

* 1 遠方でエコドライブを止めず自動車アイドリング禁止など、以下のご注意を遵守しながら実施してください。（道路アイドリングストップ義務化に関するお問い合わせはこちら。）
 * 2 エンジンオイル・オートフィルタ・エアフィルター・ブレーキ油などはユーザーの手で交換が可能です。
 * 3 燃費（1リットルあたりの走行距離）は、燃費表示装置に表示された数値と異なる場合があります。
 * 4 エコドライブは安全運転のための補助的な取り組みであり、交通安全には十分注意してください。先頭車両は必ず適切なアイドリングストップを行ってください。
 * 5 注：このパンフレットの掲載内容は最新の技術と一致せず、主目的の達成を第一とし、内容の正確性を保証しません。

エコドライブ普及連絡会策定
（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）

ページ上部・下部の緑色部分は環境省のマークです。

2-3 アイドリングストップの励行 ②

認証基準

環境保全への取組について、車内やバス停等にステッカーやポスターを掲示したり車内放送を行う等により、利用者に対して理解を求めている。〔レベル1〕

●（参考）環境保全への取組を紹介するホームページ例

認証基準の幅を広げた取組として以下の様な形の取組広報や理解の求め方もあるでしょう。

環境への取り組みについて

電車・バスの二酸化炭素排出量 | 交通需要マネジメント | 電車に関する取組み | バスに関する取組み | 不動産事業に関する取組み

[広島電鉄バスカンパニー環境保全方針](#) |
[グリーン経営認証](#) |
[CNGバス](#) |
[エコドライブ運動](#) |
[環境定期券制度](#)

広島電鉄株式会社では安全対策やバリアフリー化のみならず、環境対策にも積極的に取り組んでいます。

広島電鉄バスカンパニー環境保全方針

広島電鉄バスカンパニーにおいては、環境保全方針を定め、全車両に環境保全の取り組みを推進しています。

広島電鉄バスカンパニー環境保全方針[こちら](#)をご覧ください。

CNGバス

広島電鉄バスカンパニーは、環境に配慮したバス車両への早期転換を目指し、CNGバスを進め、環境負荷の少ないバスの導入に取り組んでいます。

CNGバスは圧縮天然ガスを燃料とする環境に優しい燃料で、黒煙や粒子状物質(PM)や炭化水素(HC)の排出量が少ないのが特徴です。また、エンジンの騒音も低減されています。

広島電鉄バスカンパニーは、平成18年3月よりCNGバスを導入し、今後も国や自治体の補助金を利用して導入していく予定です。平成21年度はハイブリッドバス1両を導入しました。

車両種別	車両数	比率
ハイブリッドバス	1両	0.2%
CNGバス	26両	6.3%
最新の排ガス規制適合車	75両	18.2%
アイドリングストップ機能装着車両	165両	40.1%

※比率は平成23年3月末の車両総数411両に対する割合
※廿日市市さくらバス(小型ノンステップバス)8台、府中町つばきバス(小型CNGノンステップバス)1台

グリーン経営認証

広島電鉄バスカンパニーは、平成17年度に広島県内の旅客自動車運送事業として初めての「グリーン経営認証」を取得しています。

グリーン経営認証とは、交通エコロジー・モビリティ財団が、運送事業におけるグリーン経営マニュアル(ISO14000準拠)に基づいて、環境負荷の少ない事業運営を行っている事業所を認証する制度です。認証登録期間は2年間で、2年毎に更新審査があります。

グリーン経営認証についての詳しい内容は[こちら](#)をご覧ください。

事業所	車両数	認証取得日
曙営業課	44両	平成17年5月20日
仁保営業課	52両	平成17年5月20日
江波営業課	62両	平成17年5月20日
広島南営業課	80両	平成19年5月20日
広島北営業課	111両	平成19年5月20日
安佐出張所	16両	平成19年5月20日
熊野営業課	28両	平成19年5月20日
廿日市営業課	28両	平成19年5月20日

※全事業所とも平成23年5月20日に登録更新を行っています。

▲認証ロゴマーク

エコドライブ運動

広島電鉄バスカンパニーは、「エコドライブ運動」を平成10年度から実施して、燃料消費量の削減により、CO2と排気ガスの削減に取り組んでいます。毎年、省燃費講習会の実施やアイドリングストップ機能の使用徹底を通じて取り組みを実施し、「エコドライブ運動」の効果を上げています。

また、平成23年度より、環境行動計画2011を策定し、環境保全のための仕組み・体制の整備を行い、年間実施計画に基づき、取り組みを行っています。

実績年度	燃費	改善
平成9年度(実施前)	2.475km/L	—
平成22年度	2.647km/L	約6.9%の向上

バス運転席のタコメーターに回転数の上限ラインを示すシールを全車両に貼付し、早めのシフトアップの目安としています。

環境定期券制度

広島電鉄バスカンパニーは、環境定期券をお持ちのお客様とそのご家族の方々が、土曜・休日に広島バスを大人100円、小児50円でご利用いただける制度です。

環境定期券制度の詳しい内容は[こちら](#)をご覧ください。

出典：広島電鉄(株)

http://www.hiroden.co.jp/measures/environment/torikumi_bus.htm

4-2 車両の状態に基づく適切な点検・整備 ①

認証基準

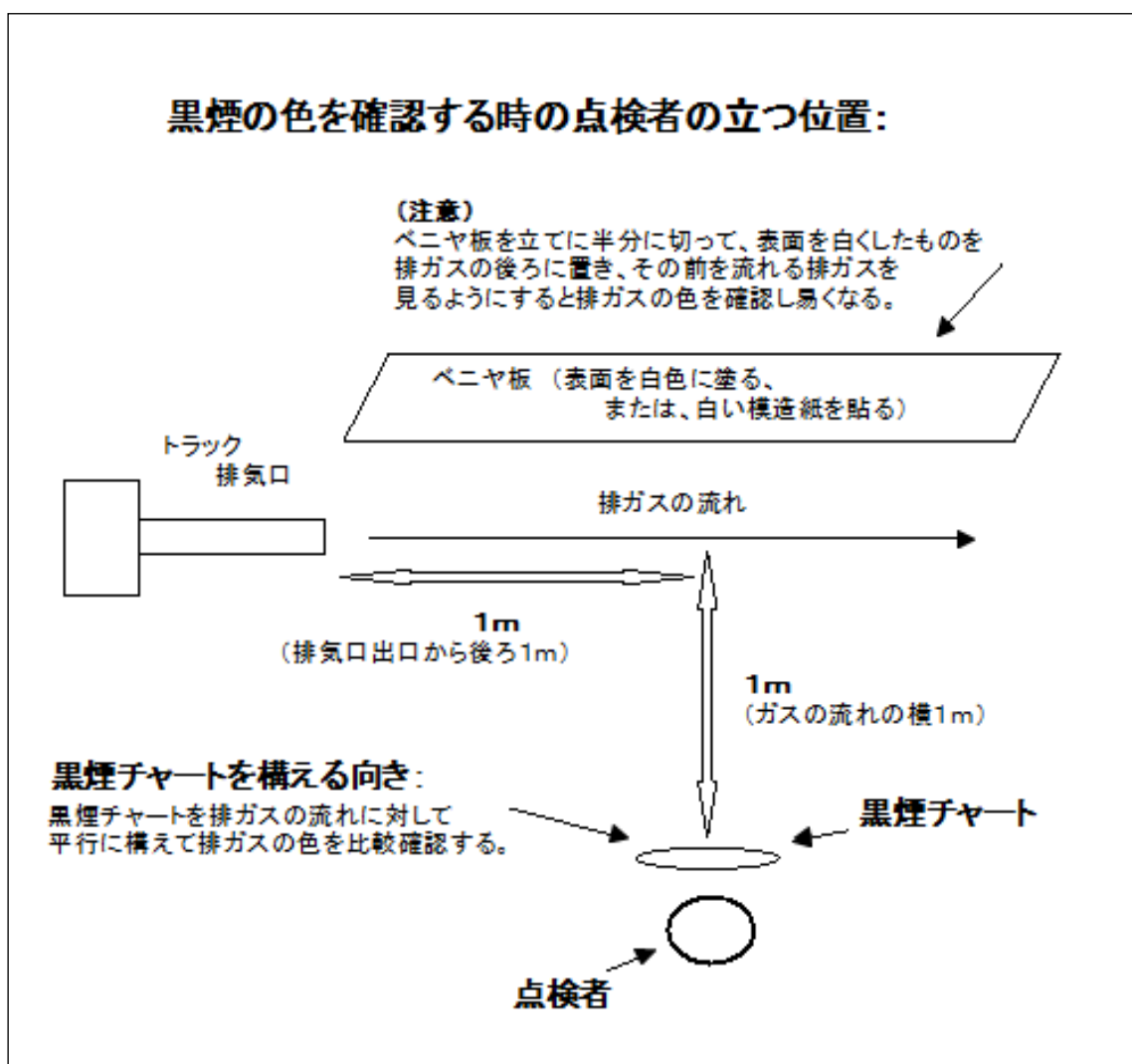
LPG 車の排ガスの臭いが強くなってきた時、ディーゼル車の排ガスの汚れがひどくなってきた時には、直ちに点検・整備を実施している。〔レベル1〕

●（参考）黒煙チャートによる黒煙チェック時の留意点

黒煙チャートを使って黒煙の状態をチェックする時には、前ページの点検整備基準あるいは黒煙チャートの裏面に記載してある点検方法を良く読んで基本を守って実施することが大事ですが、この点検をやりやすくするために、点検者の立つ位置と黒煙を見やすくする白色ボードについて以下に図示しましたので参考にしてください。

＜点検時の留意点＞

- ①点検する場合は排気口のすぐそばでチャートを使うのではなく、点検者は下図のような位置（○印）に立って使用し、排ガスを吸わないようにします。
- ②また、排ガスの色は周囲の明るさや地面の色調などで判別しにくいことが多いので、明るい時間帯に、下図のような白色ボードを排ガスの流れの後ろ側において、その前を流れる排ガスをチェックすると黒煙の程度が見やすくなります。



4-3-3 エンジンオイル関連

認証基準

- ・エンジンオイルの交換にあたっては、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル2〕

●（参考）いすゞ（株） バスGALA 取扱説明書（2010年版）

（エンジンオイル、オイルフィルタの交換目安＝この記事は特にご注意ください）

エンジンオイルの交換基準についてはオイルのグレードを抜きには決められません。

車両取扱説明書の標準的推奨値を参考にしましょう。

14-4 給油・給脂

エンジンオイル

エンジンオイルは、熱や酸化に対して安定していること、温度による粘度変化が少ないことが必要です。純正エンジンオイルは、これらの性能を満足するように作られていますので、車両の使用条件により、適正なオイルを使用してください。

また、夏と冬では粘度の異なったものを使用する必要があります。次の表により適正なオイルを選んで使用してください。

■ 指定（推奨）銘柄

オイルの名称	SAE 粘度	使用温度範囲 (°C)
ブルーリボン ePRO-extra ecogreen	5W-30	-35 ~ +40
ブルーリボン ePRO-extra plus	10W-30	-30 ~ +40
ブルーリボン ePRO-extra	10W-30	-30 ~ +40
ブルーリボン ePRO-super	#30	0 ~ +40

* 上記オイルは JASO DH-2 に準拠する。

△ 注意

排出ガス浄化装置の機能を長期間維持するために指定（推奨）銘柄のエンジンオイルをお使いになることを推奨します。

■ 補給

1. オイル量が不足しているときは、オイルフィラーからエンジンオイルを補給します。

△ 注意

補給時にオイルをこぼさないようにしてください。排気管などにオイルが付着すると、火災の原因になります。こぼしたときは、完全に拭き取ってください。

(RU8J 車)

(RU1E 車)

2. 補給後、10分ほどエンジンを停止し、オイル量を点検してください。

■ 交換

エンジンオイルフィルター

■ フィルターの種類

車 型	フィルター
RU8J	カートリッジタイプ
RU1E	フルフローフィルター (ろ紙式) バイパスフィルター (ろ紙式)

■ 交換時期

指定（推奨）エンジンオイル別
オイルフィルターエレメント交換時期

オイル名称	交換時期	
	RU8J	RU1E
ブルーリボン ePRO-extra ecogreen	25,000 km 走行ごと	45,000 km 走行ごと
ブルーリボン ePRO-extra plus	40,000 km 走行ごと	80,000 km 走行ごと
ブルーリボン ePRO-extra	25,000 km 走行ごと	45,000 km 走行ごと
ブルーリボン ePRO-super		

* 上記オイルは JASO DH-2 に準拠する。

アドバイス

オイルフィルターエレメントを交換するときは、エンジンオイルも交換してください。

オイルの名称

	RU8J	RU1E
ブルーリボン ePRO-extra ecogreen	25,000km 走行ごと	45,000km 走行ごと
ブルーリボン ePRO-extra plus	40,000km 走行ごと	80,000km 走行ごと
ブルーリボン ePRO-extra	25,000km 走行ごと	45,000km 走行ごと
ブルーリボン ePRO-super		

* 上記オイルは JASO DH-2 に準拠する。

- 交換時期については、使用するオイルの種類によって異なりますので、新車およびオーバーホール後 1,000 km 走行時に交換した後は、上記の表にしたがって定期的に交換してください。

4-3-5 排出ガス減少装置関連

認証基準

〔後付か否かにかかわらず〕排出ガス減少装置を装着している場合のみ)
排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒等）については、メーカーの指定した手順に従ってメンテナンスを実施している。〔レベル1〕

●（参考）排出ガス減少装置とそのメンテナンスについて

排出ガス減少装置の性能を維持するためのメンテナンスについては分かりにくいところがありますので、以下に参考事項をまとめました。

(1) 排出ガス減少装置とは

ディーゼルエンジンからでた燃焼排ガス中の NO_x （窒素酸化物）やPM（粒子状物質）を除去し、自治体の自動車規制や国の排出ガス規制に車両を適合させるためにエンジン排気管途中に装着される装置です。自動車メーカーによっては、排出ガス後処理装置あるいは排出ガス浄化装置などとも言います。

(2) 排出ガス減少装置の「後付け」と「先付け」について

装置には、自治体条例規制に非適合の車両を規制に適合させるために使用者が自己責任で装着する「後付け装置」と、自動車メーカーが国の排出ガス規制に対応して新車製造時に装着する「先付け装置」とがあります。

○後付け装置（一般には粒子状物質減少装置）の例：

- i. 酸化触媒：白金などの触媒による酸化作用によりPMを減少させる装置。
- ii. DPF：セラミックフィルタでPMを捕獲する装置。



○先付け装置の例：

- i. セラミックフィルタ（酸化触媒との複合体）と尿素還元装置を組み合わせた装置
（例：日野プロフィア用の排出ガス浄化システム「DPR+尿素SCR」）

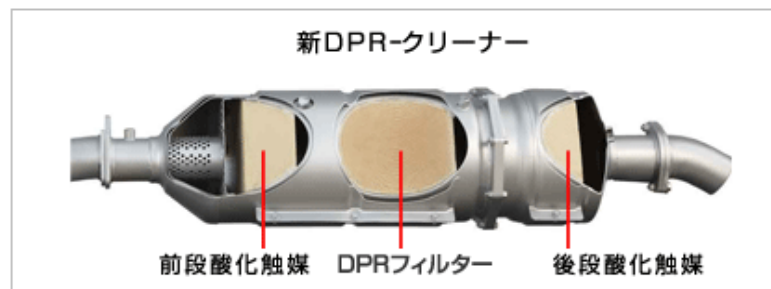
出典：(株)ESR



尿素 SCR：尿素を還元剤とする NO_x 低減装置

DPR (Diesel Particulate active Reduction system)：セラミックフィルタ（酸化触媒との複合体）によるPM除去装置

- ii. セラミックフィルタと酸化触媒を組み合わせた装置
(例：日野レンジャー用の排出ガス浄化システム「新 DPR」)



(3) 排出ガス減少装置のメンテナンスとは

装置の性能を維持するために行う点検、整備、部品交換あるいは手動・自動による強制アイドリング操作などを言います。装置に堆積した黒煙や灰分の除去が主たる目的です。

(4) 日常的メンテナンスと定期的メンテナンスについて

メンテナンスには、「ダッシュボードの排ガス減少装置に関する警告ランプが点灯した時にボタンを押して手動で、あるいは自動で行う強制アイドリング (PM 強制焼き切り除去)」のような日常的に随時行うメンテナンスと、1年や10万 km 走行ごとに整備工場で行うフィルタ装置の差圧測定、強制焼き切り (主としてエンジンオイル由来の灰分の除去)、専用部品交換などの定期的に行うメンテナンスとがあります。いずれについても車両取扱説明書に詳しく記載されています。車両購入時などにはよくその内容を確認する必要があります。

(5) 審査での確認内容

日常的メンテナンスは警告が出たら随時行うもので、基準を決めて実施するものではないので、日常的メンテナンスは実施していることを当然のこととして、認証のための審査では定期的なメンテナンスをメーカーの指定どおり実施しているかを確認します。

(6) 定期的メンテナンス内容は車両により異なる

排出ガス減少装置にはいろいろな種類、性能のものがああり、一概にこういうメンテナンスをすればよいというわけにはいきません。自動車メーカー、車種、型式、適合する排ガス規制年度などが異なれば、装着されている装置が異なり、メーカー指定のメンテナンス内容も異なります。それぞれに指定されたメンテナンスの実施が必要です。

(7) 定期的メンテナンスは法定点検整備項目には含まれない

法定点検整備項目にはメーカー指定のメンテナンスは含まれません。指定されたメンテナンスを実施する為には、車両所有者がディーラー整備工場に対して、取扱説明書に指定されているメンテナンスを実施するよう法定点検などとは別に依頼をする必要があります。

(8) 定期的メンテナンスはディーラーの整備工場で受けるのが一般的

メーカー指定のメンテナンスは、装置の品質保証との関係で専用の測定器具や装置また専用

交換部品の使用という制約があることから、普通はその自動車のディーラーの整備工場でしか実施できません。

(9) 定期的メンテナンスは他の点検整備項目で代替することはできない

メーカーは装置の性能維持のために必要な技術的な観点からの各種作業内容をメンテナンスとして取扱説明書に記載しています。従ってこのメンテナンスを例えば黒煙チェックなどの他の点検で代替することは目的も作業内容も異なるのでできません。

(10) 定期的メンテナンスの実施記録

定期的メンテナンスの記録には点検整備記録簿か点検整備請求明細書がありますが、いずれの場合もメンテナンスの実施がわかるように具体的に記載をしてくれるよう整備工場に依頼をする必要があります。

(11) メンテナンスとして「点検」だけが指定されている場合

車両取扱説明書に「～kmごとに装置の機能点検を受けてください」というメンテナンスのみが指定されている場合があります。この場合には内容は工場に任せてとりあえず指定された点検を受けます。その結果により工場では必要な整備等を行うことになります。

(12) 車両取扱説明書における定期的メンテナンスの表記（表現）方法

取扱説明書には、諸般の事情によりメンテナンスについて「～を受けてください」や「～を受けることをお勧めします」などのように、「やるべき」や「やったほうが良い」というような表記がありますが、装置の機能やメンテナンス本来の目的から、どの様な表記方法であっても、記載されたメンテナンスは指定されたものと理解することが適切妥当です。

(13) 取扱説明書における定期的メンテナンスの記載箇所は複数ある

定期的メンテナンスについては車両取扱説明書の複数の部分に記載がありますが、メンテナンスの詳細は点検整備に関する本文中の記載部分（事例参照）で把握するのが確実です。

(14) メンテナンス（日常、定期）は排出ガスの悪化及びエンジン故障を防ぐために重要

日常的及び定期的メンテナンスの確実な実行は、排出ガス悪化防止、強制アイドリング時間の延長化防止、エンジン故障防止及びそれによる確実運行、無用な修理費の発生防止などのように、環境、経費節減、運送品質や顧客の信用維持など多くの点で重要なことです。確実に取り組みましょう。

◎日常的メンテナンスの励行に関して国土交通省他が注意文書を公表

トラック協会からの排出ガス減少装置に関連した燃費悪化やエンジン故障発生の問題提起に対応して、国土交通省が排出ガス減少装置の日常的メンテナンスの確実な実施について注意情報を公表しています。車両管理や社員教育にお役立てください。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

English | 用語集 | サイトマップ | 文字の大きさ | 拡大+ 縮小-
サイト内検索

Googleカスタム検索

ホームに戻る | 国土交通省について | 政策・仕事 | 広報・報道 | 統計情報・白書 | 申請・手続

ホーム >> 政策・仕事 >> 自動車 >> DPF(黒煙除去フィルタ)等の正しい使用方法について

自動車

DPF(黒煙除去フィルタ)等の正しい使用方法について

【概要】ディーゼル車の排出ガス規制は、逐次強化されているところであり、世界で最高水準の規制が導入されています。しかしながら、平成15年規制以降の排出ガス規制に適合するため、DPFを搭載した使用過程のディーゼルトラック等について、低速走行が多くなった場合や手動再生を実施しない場合等において、PM(粒子状物質)がDPFにたまり、PMを除去するためのアイドリング時間が長くなる、あるいは、エンジンが停止する等の事例が報告されています。本システムを搭載した車両を適切に使用するには、当該車両の使用者の方々に、使用方法や注意事項を御理解いただくことが不可欠であり、このため、公益社団法人、全日本トラック協会、大型自動車メーカー4社(いすゞ自動車、日野自動車、三菱ふそうトラック・バス、UDトラックス)及び国土交通省が協力して、使用方法や注意事項をとりまとめました。今後、本資料を関係団体等に配布し、広く使用者の方々に周知することとします。

【資料】

- ① DPF(黒煙除去フィルタ)など後処理装置付き車の正しい使用のお願い
- ② 大型自動車メーカー4社 説明資料
 - ・ いすゞ自動車(株)
 - ・ 日野自動車(株)
 - ・ 三菱ふそうトラック・バス(株)
 - ・ UDトラックス(株)

【各社お問い合わせ先】

- ③ いすゞ自動車(株) お客様相談センター 【0120-119-113】
- ④ 日野自動車(株) お客様相談窓口 【0120-106-558】
- ⑤ 三菱ふそうトラック・バス(株) お客様相談センター 【0120-324-230】
- ⑥ UDトラックス(株) お客様相談室 【0120-67-2301】

ディーゼルトラックのドライバーの皆さんへ

DPF(黒煙除去フィルタ)など後処理装置付き車の正しい使用のお願い

— クリーンな大気環境のためにお願いします —

はじめに
最近のディーゼルトラックは、排出ガス規制に対応するためDPF[※]や尿素SCRなどの排出ガス後処理装置を多く採用しています。これらの装置は適正に使用しないと、エンジン停止などの原因となります。下記の点について正しくご理解をお願いします。

※1: DPFの各社の呼称は、いすゞ(DPF)、日野(DPR)、三菱ふそう(DPF、UD、UDPC)

各社で装置の名称、表示の色・方法、取扱い方法などが異なりますので、詳細については、必ずご使用のお車の取扱説明書をご確認ください。

DPFについて

DPFの取扱いについて
PM(すす)が溜まると、自動的にPMを燃焼させることでフィルタの性能を保持します。この時インジケータランプが点灯してドライバに知らせる動作を行います。走行条件によっては自動再生では再生が完了しない場合があります。その場合には、インジケータランプが点滅して、手動での再生をドライバーに促します。フィルタの再生を行ってください。走行中の手動再生作業を続けるには、走行終了時に車庫に戻った際に定期的にインジケータで確認状態を確認し、場合により手動再生を行うこともひとつの方法です。

インジケータランプが点滅したら
DPFの手動再生が必要です
ランプ点滅時、一定期間内に手動再生を行えば良い場合や、直ちに手動再生を行わなければならない場合があるため、必ずご使用のお車の取扱説明書を確認ください。

インジケータランプが点灯したら
ただちに整備工場に連絡してください
インジケータランプが点灯されたまま使用すると、大幅な出力低下やエンジン自動停止が起きます。

DPFに関するQ&A
Q. 手動再生はどのくらいの頻度で行う必要があるのですか? 時間はどのくらいかかるのですか?
A. 手動再生の頻度や再生する時間は、ご使用のお車の年式や車種、使用条件、装置状態などに異なります。特に頻度は、同じ車種であっても使用の仕方により変わるものなので、一律に提示することは出来ません。ご使用のお車で不明な点やご心配な点がありましたら、お車の取扱説明書をご確認いただき、もしくは購入された販売会社にご相談ください。

■ DPFにはエンジンオイルの燃えカス(アッシュ:灰分)が溜まりますので、定期的な点検・洗浄が必要です。
■ エンジンオイルの廃棄または交換には、必ず「メーカー指定のオイル」を使用してください。
DPF付車のエンジンオイルは、低アッシュ(低分)【DH2(VDS-4)規格】オイルが指定または推奨されています。
【DH2(VDS-4)】以外のエンジンオイルを使用すると、DPFへのアッシュの増積が早まり、目詰まりが起きやすくなります。

国土交通省
いすゞ自動車株式会社、日野自動車株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、UDトラックス株式会社
公益社団法人 全日本トラック協会

日野自動車株式会社
対象規制: 新短期、新長期、ポスト新長期 規制適合車
対象車種: 大型車

DPR (排出ガス浄化装置)

関連装置配置図とウォーニングについて

排出ガス浄化装置スイッチ
インジケータランプ
マルティンフォーメーション
排出ガス浄化装置インジケータランプ

DPR (排出ガス浄化装置) システムウォーニング

インジケータランプが常時点滅したら 150km 走行以内に下記の作業を行ってください。
(手動クリーニング操作)

- 安全な場所に停車
※排気口付近に可燃物が無いことを確認してください
- パーキングブレーキレバーを引く
レバーをN位置に
エンジンアイドル運転
※PTO 装備車は PTO スイッチを OFF
- スイッチを押す (クリーニング開始)
(点滅→点灯)
アイドリング回転数上昇
(排気コントロールバルブ作動)

インジケータランプが点滅から点灯に変わります。
アイドリング回転数が上昇し、排気コントロールバルブが作動します。
15 分 ~ 20 分お待ちください。

インジケータランプが点灯して、回転が元に戻り、表示が消えたらクリーニング終了

DPR (排出ガス浄化装置) の詳細については、取扱説明書をお読みいただくか、最寄りの日野整備工場へお問い合わせください。

出典：国土交通省、日野自動車（株）

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000035.html

(注意) 日常的メンテナンスは燃費が低下しても「アイドリングストップ」より優先
環境法令遵守の点からも装置の性能維持のためにも強制アイドリング（日常的メンテナンス）が必要です。燃費が低下してもメンテナンスに優先して取り組みます。その後にできるだけアイドリングストップの励行に取り組むこととなります。

(以上)